

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「(法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項) ○「携帯電話を利用した学生の安否確認システムを静岡県立大学と連携して開発する。また、教職員を含めた安否確認体制を策定する。」(実績報告書36頁・年度計画【59】)については、学生及び教職員への情報伝達及び安否確認システムの導入試験が行われているが、安否確認体制を策定するまでには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 平成20年度計画は「教職員を含めた安否確認体制を『策定』する。」となっています。平成20年11月にシステム担当部署である総合情報処理センターから「安否確認システム概要」が示され、その後、システム概要の実現に向け、平成20年度に所要の予算措置を行い、設備等の整備を進め、3月には携帯端末による導入試験を実施し確実な稼働が確認でき、システムの整備が整った。このことにより、計画にある体制は整った。なお、平成21年度に本格稼働した結果、当初は700名であった新規ユーザ登録者も、地震発生に伴う危機意識の高まりに伴い、2,200名である。また、付言しますと、平成21年度計画は「携帯電話等を利用した学生・教職員等の安否確認システムを稼働させる。」としており、現在、防災対策委員会において、本システムの利用促進を周知する</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 安否確認システムについては、導入試験が行われてはいるものの、本格的に稼働するまでには至っておらず、安否確認体制を策定したとはいえないため。</p>

と同時に、Webサイトにバナーを設け利用しやすい環境を整備しているところで
す。さらに、本年11月の防災訓練において、本システムを利用した安否情報の運用が十分図られているかの検証についての訓練を行うこととしており、本格稼働が実現されています。